

事 務 連 絡
平成26年3月31日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「平成26年度地域生活支援事業「特別支援事業」について」の取扱いについて

平成26年度地域生活支援事業「特別支援事業」については、下記のとおりご留意ください。

記

1. 平成26年度の主な変更点はなし。

- (1) 実施要領の体裁は変更していますが、昨年度と同様の事業を引き続き実施しますので、ご活用の検討並びに管内市町村への活用の検討（特に「事業立ち上げ特別支援事業」の周知をお願いします。
- (2) 次の事業は採択しない方針であるので、ご留意ください。
 - ・ 従前から地方単独事業として実施している事業
 - ・ 通勤、通学支援を目的として実施する事業

2. 特別支援事業による補助期間について

意思疎通支援従事者養成研修促進事業等は、第3期障害福祉計画の期間を補助対象としていますが、第4期障害福祉計画の期間に特別支援事業の補助対象としていくかどうかは、第3期障害福祉計画において、必須事業の事業化が図られたかどうかを検討の上、定めることとしております。

なお、過去に採択された場合でも、年度毎に協議書等を提出する必要があります。

別紙

特別支援事業実施要領 新旧対照表

26年度	25年度
<p>別添 1</p> <p>地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領</p> <p>1 対象事業※</p> <p>① <u>事業立ち上げ支援特別支援事業</u></p> <p>② <u>意思疎通支援事業関係特別支援事業</u></p> <p>③ <u>その他特別支援事業</u></p> <p>各事業の照会先は以下のとおり。</p> <p><u>別添 2 の「Ⅰ」、「Ⅲの 2、3、4」については地域生活支援係</u> TEL 03-5253-1111 (内線3075)</p> <p><u>別添 2 の「Ⅱ」、「Ⅲの 1」については情報・意思疎通支援係</u></p>	<p>別添 1</p> <p>地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領</p> <p>1 対象事業※</p> <p>① <u>意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業</u></p> <p>② <u>意思疎通支援従事者養成研修事業</u></p> <p>③ <u>意思疎通支援充実強化事業</u></p> <p>④ <u>障害者情報支援促進事業</u></p> <p>⑤ <u>要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業</u></p> <p>⑥ <u>盲ろう者社会参加等促進事業</u></p> <p>⑦ <u>視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業</u></p> <p>⑧ <u>盲人ホーム事業（A型）</u></p> <p>⑨ <u>事業立ち上げ特別支援事業</u></p> <p>⑩ <u>その他特別支援事業</u></p> <p>各事業の照会先は以下のとおり。</p> <p>①～⑥ <u>自立支援振興室情報支援専門官</u> TEL 03-5253-1111 (内線3079)</p> <p>⑦～⑩ <u>自立支援振興室地域生活支援係</u></p>

26年度	25年度
<p>TEL 03-5253-1111 (内線3073)</p> <p>※ 詳細は別添2のとおり。</p> <p>2 協議書について (略)</p> <p>3 協議書の提出方法 (略)</p> <p>4 協議書の提出期限 平成26年5月30日(金) (厳守) (協議の流れは別添3のとおり。)</p> <p>5 留意事項 (略)</p>	<p>TEL 03-5253-1111 (内線3075)</p> <p>※ 詳細は別添2のとおり。</p> <p>2 協議書について (略)</p> <p>3 協議書の提出方法 (略)</p> <p>4 協議書の提出期限 平成25年6月28日(金) (厳守) (協議の流れは別添3のとおり。)</p> <p>5 留意事項 (略)</p>
<p>別添2</p> <p>I 事業立ち上げ特別支援事業</p> <p><u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」により新規追加された必須事業については、実施主体である市町村で早期に事業を立ち上げ、事業が軌道に乗るよう特別に支援する。</u></p> <p>1 実施主体 市町村(指定都市及び中核市を含む。)</p> <p>2 事業内容</p> <p>①「理解促進研修・啓発事業」(実施要綱(別記1))、②「自発的活動支援事業」(実施要綱(別記2))及び③「成年後見制度</p>	<p>別添2</p>

26年度	25年度
<p><u>法人後見支援事業」(実施要綱(別記5))について、事業に必要な経費に優先的に補助する。</u></p> <p><u>3 留意事項</u> <u>実施要綱に定める事項を踏まえ事業を実施すること。</u></p> <p><u>II 意思疎通支援関係特別支援事業</u></p> <p>1 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業 (略)</p> <p>2 意思疎通支援従事者養成研修促進事業 (略)</p> <p>3 意思疎通支援充実強化事業 (略)</p> <p>(「Ⅲの1」へ移動)</p> <p><u>4 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 (略)</u></p> <p><u>5 盲ろう者社会参加等促進事業 (略)</u></p> <p><u>III その他特別支援事業</u></p> <p><u>1 障害者情報支援促進事業 (略)</u></p> <p><u>2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業 (略)</u></p>	<p>1 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業 (略)</p> <p>2 意思疎通支援従事者養成研修促進事業 (略)</p> <p>3 意思疎通支援充実強化事業 (略)</p> <p><u>4 障害者情報支援促進事業 (略)</u></p> <p><u>5 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 (略)</u></p> <p><u>6 盲ろう者社会参加等促進事業 (略)</u></p> <p><u>7 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業 (略)</u></p>

26年度	25年度
<p><u>3</u> 盲人ホーム事業（A型）（略）</p> <p><u>（「I」へ移動）</u></p> <p><u>4</u> その他特別支援事業（略）</p>	<p><u>8</u> 盲人ホーム事業（A型）（略）</p> <p><u>9</u> 事業立ち上げ特別支援事業（略）</p> <p><u>10</u> その他特別支援事業（略）</p>